

◀ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ▶

3 川崎市

※ 表中の【床面積】:当該用途に供する部分の床面積の合計

報告周期	建築物		防火設備	建築設備（給排水設備は対象外）			
	3年毎(次回:令和4年度 用途ごとに提出月指定)		毎年	毎年			
用途	規模等（いずれかに該当するもの）		随時閉鎖式 (注7)	機械換気	機械排煙	非常用照明	
	政令 【避難階以外を法別表第一(イ)欄(1)～(4)の用途に供しない建築物を除く】	川崎市建築基準法 施行細則					
劇場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階の床面積が100㎡超	・床面積が100㎡超 ※避難階のみにあるものを 含む	定期報告の対象となる建築物に設置された設備				
映画館							
演芸場							
観覧場(屋外観覧場は除く)							
公会堂							—
集会場							—
ホテル、旅館、簡易宿所	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	・床面積が300㎡超 ※避難階以外を用途に 供する建築物に限る	(いずれかに該当するもの) ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	
病院・有床診療所(注1)		・避難階以外の床面積が300㎡超					
共同住宅(注2)		—					
寄宿舍(注3)		—					
児童福祉施設等(注4)		・避難階以外の床面積が300㎡超					
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(注5)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	—	定期報告の対象となる建築物に設置された設備				
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗等		①床面積が500㎡超 ※避難階のみにあるものを 含む					
料理・飲食店等(注6)		—					

※ 対象建築物:法別表第一(イ)欄に掲げる用途の床面積の合計が200㎡超、又は階数3以上かつ(イ)欄に掲げる用途の床面積の合計が100㎡超に限る。

建築物の用途	(注1) 病院・有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2) 共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3) 寄宿舍	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	(注4) 児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター）] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る) 【川崎市建築基準法施行細則 用途追加】 建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等(入所者のための宿泊施設を備えるもの)
	(注5) 体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6) 料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
設備火	(注7) 随時閉鎖式	・常時閉鎖式の防火設備(開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻るもの)は対象外
		・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外

◀注意点▶ ・対象建築物:市建築基準法施行細則で追加されている。

・建築物の報告周期:全ての建築物の次回報告は令和4年度。(3年毎)

・複合用途の建築物については、階ごとの用途・面積をご確認のうえ、川崎市へ要相談。